■よくある質問と回答

|  |  |
| --- | --- |
| 質問 | 回答 |
| 支給対象について | |
| 京都府内に営業所がある場合、本社が京都府外にあっても支援金の支給対象となるか。 | 本社が京都府外にある場合でも支給対象となります。 |
| 京都府内の営業所に配置している車両が、京都ナンバー以外の場合は、支援金の支給対象になるか。 | 原則として支給対象外です。  道路運送車両法上、使用の本拠の位置に変更があったときは、15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならないこととされています。  使用の本拠の位置の変更後、15日以内であって、令和４年７月１日時点で変更登録の申請ができていなかった等、特段の事情がある場合は、事務局に御相談ください。 |
| 令和４年７月１日時点においては、京都府内の営業所を使用の本拠としていたが、申請時点では京都府外の営業所を使用の本拠としている車両は、支給対象になるか。 | 支給対象です。  様式２には、登録番号を含め、令和４年７月１日時点の情報を記載してください。 |
| 令和４年７月１日時点においては、道路運送事業を営んでいたが、申請時点で廃業している場合、支援金の支給対象となるか。 | 令和４年７月１日時点において、事業を営んでいた場合は、支給対象になります。 |
| 令和４年７月１日時点で、事業を休止していた場合は、支援金の支給対象となるか。 | 令和４年７月１日時点で事業を休止していた場合は、支給対象になりません。 |
| いわゆる「みなし大企業」は支給対象か。 | 支給対象です。 |
| 申請書類について | |
| 様式２の「営業所ごとに配置する事業用車両の明細」の記載について、複数の営業所で使用している事業用車両は、どの営業所番号を記載すれば良いか。 | 車両の使用の本拠として運輸局に届け出た営業所を記載してください。  （事業用自動車等連絡書の「使用の本拠の位置」に記載される営業所をいいます。） |
| 営業所又は車両の数が多く、様式２の行が足りない場合はどうすれば良いか。 | 様式２をコピーし、営業所ごとに作成してください。  対応が困難な場合は、事務局へ御相談ください。 |
| 届出書の写しが見当たらない場合はどうすればよいか。 | 事業用自動車等連絡書など、申請者が「貨物軽自動車運送事業」を営んでいることが確認できる書面の添付をお願いします。 |

■よくある質問と回答

|  |  |
| --- | --- |
| 質問 | 回答 |
| その他 | |
| 営業所ごとに申請することは可能か。 | 営業所ごとに申請することはできません。  中小企業等（本支給要項２ページに掲げる（別表１）の法人又は個人事業主）の事業者単位で申請してください。 |
| 車両のサイズ（四輪・二輪）や走行距離等によって、支給金額は変わるか。 | 変わりません。  本支給要項の「Ⅱ支給額」で定める金額を、事業の用に供する車両の数に応じて支給します。 |
| 他の市町村等が実施する支援金等との併給は可能か。 | 制度を所管する市町村等にお尋ねください。（京都府として併給を禁止するものはありません。） |
| 貨物軽自動車運送事業と、一般貨物自動車運送事業を営んでいるが、まとめて申請できないのか。 | 申請できません。  貨物軽自動車運送事業についてはこの要項により本支援金事務局へ、一般貨物自動車運送事業については別要項により一般社団法人京都府トラック協会へ申請してください。 |